

令和7年度大学入学者選抜実施要項のポイント①

(令和6年6月5日付け6文科高第229号 文部科学省高等教育局長通知)

大学入学共通テスト

●試験期日 (追試験を2週間後から従前の1週間後とする)

- ・本試験・・・令和7年1月18日(土)、19日(日)
- ・追試験・・・令和7年1月25日(土)、26日(日)

「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」※以外の見直し

<内容の明確化や充実を図るもの>

※以下「見直しの予告」という。

●帰国生徒又は社会人の試験日等

- ・試験期日の他、入学願書受付期間及び合格者の決定発表についても要項で定めた期日によることを要しないことを明確化。

●入学志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

- ・活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など入学志願者本人が記載する資料等について記載内容や活用等に関する留意事項等を追記。

●調査書を活用する場合の留意事項

- ・これまでも入学志願者の健康状況に対しては、原則として入学選抜の判断資料としない取扱いとしていたことを踏まえ、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や調査書から把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないように配慮することを明確化。

*病気・事故等。例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

●障害のある入学志願者への合理的配慮について

- ・「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月）を踏まえ、評価方法の明確化等の留意事項を追記。

令和7年度大学入学者選抜実施要項のポイント②

(令和6年6月5日付け6文科高第229号 文部科学省高等教育局長通知)

「見直し予告」の反映

●「第1 基本方針」について

- ・「大学入試のあり方に関する検討会議」（提言）における**大学入学者選抜に求められる原則***を反映。
 - ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
 - ②受験機会・入試方法における公平性・公正性の確保
 - ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施
- ・多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示に「**障害の有無**」及び「**居住地域**」を追加。

●「第3 入試方法」について

- ・各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、**入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理***。

* 一般選抜：学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

参考：以下は令和6年度以前の要項において実質的に反映しているもの

- * 入学者の選抜は、調査書の内容、第6に掲げる学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。）小論文、入学志願者本人の記載する資料等を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。
- * 総合型選抜及び学校推薦型選抜は、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくともいずれか一つを必ず活用。

第6 学力検査等

- 1 個別学力検査
- 2 大学共通入学テストの利用
- 3 小論文、面接、実技審査等
- 4 資格・検定試験等の成績の活用
- 5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

令和7年度大学入学者選抜実施要項のポイント③

(令和6年6月5日付け6文科高第229号 文部科学省高等教育局長通知)

● 「第6 学力検査等」について

- ・ 「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させること。
- ・ 外国語の資格・検定試験等の活用に際して、家庭環境や居住地域により、受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっての配慮の例*を追加。
 - * 学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれかが有利となる方を選択的に利用すること等。
- ・ 高等学校の専門学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用すること。

● 「別紙様式1（調査書）」について

- ・ 簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせた調査書様式の見直し。

（参考）「見直し予告」について令和6年度以前の要項において実質的に反映しているもの

● 「第3 入試方法」について

- ・ 「専門学科・総合学科卒業生」、「帰国生徒、社会人」、「家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者」等、多様な入学者の選抜を工夫すること。

● 「第5 調査書」について

- ・ 「見直しに係る予告」の留意点*を踏まえて、調査書を十分に活用すること。
 - * 学習成績以外の活用及び具体的な評定の獲得等を求めることができること。

● 「第13 その他注意事項」について

- ・ 障害のある入学志願者への合理的配慮の充実に努めること。

令和7年度大学入学者選抜実施要項の主な変更点について

R6 以前の要項において予告の内容を既に反映した箇所、予告の内容をそのまま今回反映した箇所
 予告の内容を改定して今回変更した箇所、予告の内容に関わらず改訂した箇所

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>第1 基本方針</p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の11(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。） ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。） ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p> <p>第3 入試方法</p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。 <small>*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</small></p> <p>2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。</p> <p>あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。） ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。） ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p> <p>第3 入試方法</p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。</p> <p>その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p><small>*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な探究の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</small></p>	<p>第1 基本方針</p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。</p> <p>あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の11(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。） ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。） ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p> <p>第3 入試方法</p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、第6に掲げる学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。</p> <p>その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p><small>*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な探究の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</small></p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>(1) 総合型選抜 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 *入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 *例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(2) 学校推薦型選抜 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。</p> <p>(3) 専門学科・総合学科卒業生選抜 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学者を志願者として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。</p> <p>(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象とし</p>	<p>(1) 一般選抜 学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。</p> <p>(2) 総合型選抜 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 *入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 *例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(3) 学校推薦型選抜 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② (同左)</p> <p>2. 上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。</p> <p>(1) 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込み者（専門学科・総合学科卒業生選抜） この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせる評価・判定することが望ましい。</p> <p>(2) 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。帰国生徒選抜）又は社会人（社会人選抜）</p>	<p>(1) 一般選抜 学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。</p> <p>(2) 総合型選抜 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 *入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 *例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(3) 学校推薦型選抜 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② (同左)</p> <p>2. 上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。</p> <p>(1) 高等学校の専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）又は総合学科卒業生及び卒業見込み者 この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせる評価・判定することが望ましい。</p> <p>(2) 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人</p>

注 見直しに係る予告（令和3年7月）イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告(令和3年7月)イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>て、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</p> <p>(5) 多様な背景を持った者を対象とする選抜</p> <p>家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者(例えば、理工系分野における女子等)を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価することに留意すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和6年1月13日、14日 追試験 令和6年1月27日、28日</p> <p>2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和6年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和6年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和6年3月31日まで</p> <p>3 (略)</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和5年9月1日以降とし、その判定結果を令和5年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和5年11月1日以降とし、その判定結果を令和5年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する。</p> <p>6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。</p> <p>第5 調査書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調</p>	<p>この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</p> <p>(3) 家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者</p> <p>この場合は、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者(例えば、理工系分野における女子等)について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 (P)</p> <p>2 第6の1に示す個別学力検査(各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査)の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間 なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する。</p> <p>6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合は、上記2(1)によることを要しない。</p> <p>第5 調査書</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、入学志願者の能力・意欲・適性等</p>	<p>この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</p> <p>(3) 家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者</p> <p>この場合は、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者(例えば、理工系分野における女子等)について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和7年1月18日、19日 追試験 令和7年1月25日、26日</p> <p>2 第6の1に示す個別学力検査(各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査)の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間 なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する。</p> <p>6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。</p> <p>第5 調査書</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、入学志願者の能力・意欲・適性等</p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。</p> <p>なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。 (1)～(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。 (1)～(2) (略)</p> <p>第6 学力検査等</p> <p>1 個別学力検査 (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。 (2)～(4) (略) (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。 ① (略)</p> <p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 大学入学共通テストの利用</p>	<p>を多面的・総合的に評価・判定する観点から、以下の点に留意し、調査書を十分に活用する。</p> <p>(1) 調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」だけでなく、調査書の他の記載事項も有効に活用すること。 (2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。 なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>(削除)</p> <p>3 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>4 上記3の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>5 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。 (1)～(2) (同左)</p> <p>第6 学力検査等</p> <p>1 個別学力検査 (1) (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。 ① (同左) ② 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。 ③ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>2 大学入学共通テストの利用</p>	<p>を多面的・総合的に評価・判定する観点から、以下の点に留意し、調査書を十分に活用する。</p> <p>(1) 調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」だけでなく、調査書の他の記載事項も有効に活用すること。 (2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。 なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。</p> <p>(削除)</p> <p>3 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>4 上記3の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>5 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。 (1)～(2) (同左)</p> <p>第6 学力検査等</p> <p>1 個別学力検査 (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。 (2)～(4) (同左) (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。 ① (同左) ② 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。 ③ 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>2 大学入学共通テストの利用</p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和4年6月3日付け4文科高第305号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用</p> <p>入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の</p>	<p>大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和5年月日付け5文科高第号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用</p> <p>入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>その際、家庭環境や居住地により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。</p> <p>② 高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を適切に</p>	<p>大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和5年6月2日付け5文科高第370号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用</p> <p>入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、エッセイ、面接、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>これらの評価方法等による場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>その際、家庭環境や居住地により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。</p> <p>② 高等学校の専門学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>③ 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>④ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を適切に</p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。</p> <p>5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用 活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載 内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示 した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のと おりとする。</p> <p>なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料 については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能と すること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望まし い。</p> <p>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題 や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入 試方法の区分ごとに決定し、令和5年6月2日から7月31日までに発 表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学に おいて入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える 恐れのある変更は行わないものとする。 2～3 （略）</p> <p>第10 募集要項等 1 募集要項 (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出 願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要 する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等</p>	<p>判断し、分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。また、当該 資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に 確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定 試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくこ とが望ましい。</p> <p>5 (同左)</p> <p>第10 募集要項等 1 募集要項 (1) (同左)</p>	<p>判断し、分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。また、当該 資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に 確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定 試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくこ とが望ましい。</p> <p>5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用 活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など志願者本人が記載 する資料等を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等につ いては、以下に掲げる内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は 別紙様式2のとおりとする。</p> <p>(1) 活動報告書を活用する際には、高等学校までの学習や活動の履歴 が把握できるようにするため、以下のような内容の記載を求める。</p> <p>① 「総合的な探究の時間」や理数探究等において取り組んだ課題 研究等。</p> <p>② 学校の内外で意欲的に取り組んだ活動（生徒会活動、部活動、 ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール（SSH） を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関 わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する 資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特 色ある教育課程を実施する学校における学習活動等）。</p> <p>(2) 大学入学希望理由書や学修計画書を活用する際には、各大学が、 学部等の教育内容を踏まえ、入学志願者に対し、入学希望理由や入 学後に学びたい内容・計画、大学卒業後を見据えた目標等を記載さ せる。</p> <p>(3) 特に総合型選抜や学校推薦型選抜においては、志願者本人が記載 する資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用す る。</p> <p>(4) 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関 する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において実技に関し評 価を行う場合には、必要に応じ、志願者本人が記載する資料を積極 的に活用する。</p> <p>なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料 については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とす ること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望まし い。</p> <p>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題 や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入 試方法の区分ごとに決定し、令和6年6月5日から7月31日までに発表 するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学にお いて入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐 れのある変更は行わないものとする。 2～3 （同左）</p> <p>第10 募集要項等 1 募集要項 (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出 願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要 する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等</p>

注 見直しに係る予告（令和3年7月）イメージ案の「（同左）」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和5年12月15日までに発表する。</p> <p>(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。</p> <p>(3) 第3の2(1)から(5)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取り扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。</p> <p>2 入学手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 第3の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取り扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとし、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) (同左)</p>	<p>に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和6年12月15日までに発表する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 第3の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取り扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとし、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況、在学中の修学支援の体制・取組など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。</p> <p>2 入学手続</p> <p>(1) (同左)。</p> <p>(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）及び「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和6年1月10日付け5文科高第1537号総合教育政策局長・高等教育局長通知）を踏まえ、その額の抑制に努め、納付が困難な学生に対して、独自の減免又は分割納入、納付時期の猶予等の措置を積極的に講じるよう努めるとともに、特に、高等教育の修学支援新制度の利用者については、その経済的状況等に鑑みて、本制度における授業料減免の上限額を上回るのみを請求するなどの配慮に努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。</p> <p>また、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や、調査書への記載などを通じて把握した場合には、志願者本人が不利益を被ることがないように配慮すること。</p> <p>*病気・事故等。例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。</p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告(令和3年7月)イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。</p> <p>その際、令和5年3月に閣議決定された「第5次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p><u>合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。</u></p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) (略) 2～3 (略) 4 入学者選抜の公平性・公正性の確保 (1)～(3) (略) (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>(5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。 ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。 ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。</p>	<p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。</p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) (同左) 2～9 (同左)</p>	<p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。</p> <p>その際、令和5年3月に閣議決定された「第5次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)について」(令和6年3月22日付け5文科高第2190号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p><u>合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、申請手続きを明確に示しておくことが望ましい。</u></p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) (同左) 2～3 (同左) 4 入学者選抜の公平性・公正性の確保 (1)～(3) (略) (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。なお、合理的配慮による代替措置等を行う場合については、評価方法を明確化することが望ましい。</p> <p>(5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。 ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。 ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。</p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

令和6年度大学入学者選抜実施要項	見直し予告（令和3年7月）イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第14 備考</p> <p>この要項は、令和5年度に実施する令和6年度大学入学者選抜に適用する。</p> <p>なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室に連絡する。</p>		<p>③ 合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験生に対して不利な扱いをすること。</p> <p>これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>5～11 (同左)</p> <p>第14 備考</p> <p>この要項は、令和6年度に実施する令和7年度大学入学者選抜に適用する。</p> <p>なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室に連絡する。</p>

令和6年度大学入学者選抜実施要項 (案)

(別紙様式1)
(表)

調 査 書																	
1. ふりがな氏名		昭和 年 月 日生			性別	都道府県		市区			町村 丁目 番 号			現住所			
学校名	国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 特別支援学校 (分校)			昭和 平成 令和	年 月		入学、編入学、転入学 (第 学年)			卒業			昭和 平成 令和	年 月 卒業見込		
全・定・通		普通・専門()・総合															
2. 各教科・科目等の学習の記録																	
教科	科目	評 定				修得 単 位 数計	教科	科目	評 定				修得 単 位 数計				
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年					
													総合的な学習の時間				
計																	
3. 各教科の学習成績の状況		教科	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	保健 体育	芸術	外国 語	音・楽	家庭 情報	全 体 の 学習成績の状況				
		教科															
4. 学習成績概評		成績段階別人数															
		段階	A	B	C	D	E	合 計	(人)								

見直し予告 (令和3年7月) イメージ案

(別紙様式1)
(表)

調 査 書																	
1. ふりがな氏名		昭和 年 月 日生			性別	都道府県		市区			町村 丁目 番 号			現住所			
学校名	国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 特別支援学校 (分校)			昭和 平成 令和	年 月		入学、編入学、転入学 (第 学年)			卒業			昭和 平成 令和	年 月 卒業見込		
全・定・通		普通・専門()・総合															
2. 各教科・科目等の学習の記録																	
教科	科目	評 定				修得 単 位 数計	教科	科目	評 定				修得 単 位 数計				
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年					
													総合的な学習の時間				
計																	
3. 各教科の学習成績の状況		教科	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	保健 体育	芸術	外国 語	音・楽	家庭 情報	全 体 の 学習成績の状況				
		教科															
4. 学習成績概評		成績段階別人数															
		段階	A	B	C	D	E	合 計	(人)								

「各教科・科目の観点別学習状況」の項目は直ちには設けない。

※各教科・科目の観点別学習状況の項目は直ちに設けることはせず、今後の高等学校における観点別学習状況の評価の充実の状況、大学における観点別学習状況の活用方法の検討の進展等を見極めつつ、条件が整い次第可能な限り早い段階で調査書に項目を設けることを目指し、引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うこととする。(「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(審議のまとめ))

令和7年度大学入学者選抜実施要項

(別紙様式1)
(表)

調 査 書																	
1. ふりがな氏名		昭和 年 月 日生			性別	都道府県		市区			町村 丁目 番 号			現住所			
学校名	国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 特別支援学校 (分校)			昭和 平成 令和	年 月		入学、編入学、転入学 (第 学年)			卒業			昭和 平成 令和	年 月 卒業見込		
全・定・通		普通・専門()・総合															
2. 各教科・科目等の学習の記録																	
教科	科目	評 定				修得 単 位 数計	教科	科目	評 定				修得 単 位 数計				
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年					
													総合的な学習の時間				
計																	
3. 各教科の学習成績の状況		教科	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	保健 体育	芸術	外国 語	音・楽	家庭 情報	全 体 の 学習成績の状況				
		教科															
4. 学習成績概評		成績段階別人数															
		段階	A	B	C	D	E	合 計	(人)								

(要)

5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容	評価										
6. 特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年								
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)生徒が自ら関わってきた諸活動など (6)その他								
	第2学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他								
	第3学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他								
	第4学年	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他								
	8. 備考											
	9. 出欠の記録											
	区分	学年	1	2	3	4	区分	学年	1	2	3	4
	授業日数						欠席日数					
出席停止・忌引き等の日数						出席日数						
留学中の授業日数						備考						
出席しなければならぬ日数												
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日 学校名 所在地 校長名 <input type="text"/> 記載責任者職氏名 <input type="text"/>												

(要)

5. 総合的な学習の時間の内容・評価	学習活動	観点	評価								
6. 特別活動の記録	内容	観点	学年	1	2	3	4				
7. 指導上参考となる諸事項	ホームルーム										
	生徒会										
	学校行事										
8. 備考											
9. 出欠の記録											
区分	学年	1	2	3	4	区分	学年	1	2	3	4
授業日数						欠席日数					
出席停止・忌引き等の日数						出席日数					
留学中の授業日数						備考					
出席しなければならぬ日数											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日 学校名 所在地 校長名 <input type="text"/> 記載責任者職氏名 <input type="text"/>											

各学校が定めた評価の観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などに、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記述する。

文章記述を改め、各学校が設定した観点到照して十分満足できる活動状況であると判断される場合、○印を記入する。

要点を簡条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめる。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入する。

現在、各大学は、志願者が大学の指定する特定の分野（保健体育、芸術、家庭、情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載できるよう求めることができるが、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出する。

(要)

5. 総合的な学習の時間の内容・評価	学習活動	観点	評価								
6. 特別活動の記録	内容	観点	学年	1	2	3	4				
7. 指導上参考となる諸事項	ホームルーム										
	生徒会										
	学校行事										
8. 備考											
9. 出欠の記録											
区分	学年	1	2	3	4	区分	学年	1	2	3	4
授業日数						欠席日数					
出席停止・忌引き等の日数						出席日数					
留学中の授業日数						備考					
出席しなければならぬ日数											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日 学校名 所在地 校長名 <input type="text"/> 記載責任者職氏名 <input type="text"/>											

令和6年度大学入学者選抜実施要項(案)	見直し予告(令和3年7月)イメージ案	令和7年度大学入学者選抜実施要項
<p>調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格A4判(210×297mm)上質紙(57.5kg程度)とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。</p> <p>5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。</p> <p>6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。 なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を()内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合(工・機械)のように、()内に記入すること。 また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。(以下同じ。)</p> <p>7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。</p> <p>(1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。 「教科・科目」の欄については、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。 (記入例略)</p> <p>なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。 また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる特別の教育課程による障害に応じた特別の指導(いわゆる通級による指導)については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。特別の教育課程による日本語指導については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「日本語指導」と記載すること。 空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること(「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示の施行について」(令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課通知)(以下「通知」という。)参照)。</p> <p>8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の</p>	<p>調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格A4判(210×297mm)上質紙(57.5kg程度)とし、<u>表裏の両面1枚</u>を使って作成すること。</p> <p>5～8 (同左)</p>	<p>調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格A4判(210×297mm)上質紙(57.5kg程度)とし、<u>表裏の両面1枚</u>を使って作成すること。</p> <p>5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。</p> <p>6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。 なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を()内に記入することとし、専門教育を主とする学科(以下「専門学科」という。)については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合(工・機械)のように、()内に記入すること。 また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。(以下同じ。)</p> <p>7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。</p> <p>(1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。 「教科・科目」の欄については、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。 (記入例略)</p> <p>なお、留学については、「総合的な探究の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。 また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる特別の教育課程による障害に応じた特別の指導(いわゆる通級による指導)については、「総合的な探究の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。特別の教育課程による日本語指導については、「総合的な探究の時間」の欄の下の空欄に「日本語指導」と記載すること。 空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること(「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部改正に伴う指導要録及び調査票の取扱いについて」(令和4年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡)(以下「事務連絡」という。)参照)。</p> <p>8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修</p>

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

<p>履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（通知参照）。</p> <p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。 (表略)</p> <p>(2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㉠（マルA）と標示することができる。 この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。</p> <p>(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。 また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（ ）内に記入すること。</p> <p>13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。 なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>11 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。</p> <p>(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。 所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。</p> <p>(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。</p> <p>① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。</p> <p>② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。</p> <p>12 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。</p> <p>(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴（積極性など）</p>	<p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>11 「総合的な探究の時間の記録」の欄には、指導要録と同様に、総合的な探究の時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記入することとする。 なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>12 「特別活動の記録」の欄には、指導要録と同様に、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入すること。</p> <p>13 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同様に、要点を簡条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入することとする。</p>	<p>及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（事務連絡参照）。</p> <p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。 (表略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。 また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（ ）内に記入すること。</p> <p>10 「総合的な探究の時間の記録」の欄には、指導要録と同様に、総合的な探究の時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記入することとする。 なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な探究の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 また、「総合的な探究の時間」の全てを理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって代替したことにより、「総合的な探究の時間」を履修していない生徒の場合も、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>11 「特別活動の記録」の欄には、指導要録と同様に、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入すること。</p> <p>12 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同様に、要点を簡条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入することとする。</p>
---	---	---

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

<p>を具体的に記載すること。</p> <p>(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴（積極性など）を記載すること。</p> <p>(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。</p> <p>(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。</p> <p>(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。</p> <p>(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。</p> <p>上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。</p> <p>なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。</p> <p>14 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。</p> <p>また、<u>学校教育法施行規則第85条等の規定に基づき、学習指導要領によらない特別な教育課程の編成を行っている高等学校並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。</u></p> <p>なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。</p> <p>また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。</p> <p>10 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末（ないしは、最終学年の成績を判定した時点）現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。</p> <p>15～16 （略）</p> <p>17 その他、令和6年度大学入学者選抜における調査書については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加</p>	<p>記入する内容が、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。</p> <p>なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。</p> <p>14 「備考」の欄には、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。</p> <p>なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。</p> <p>また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。</p> <p>10 （同左）</p> <p>15及び16 （同左） （削除）</p>	<p>記入する内容が、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。</p> <p>なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。</p> <p>13 「備考」の欄には、<u>学校教育法施行規則第85条等の規定に基づき、学習指導要領によらない特別な教育課程の編成を行っている高等学校並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。</u></p> <p>なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（事務連絡参照）。</p> <p>また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。</p> <p>14 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末（ないしは、最終学年の成績を判定した時点）現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。</p> <p>15～16 （同左）</p> <p>17 その他、令和7年度大学入学者選抜における調査書については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加</p>
--	--	---

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。

<p>を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。</p> <p>(2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法により調査書を作成することができる。</p> <p>(3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する。</p>		<p>を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。</p> <p>(2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法により調査書を作成することができる。</p> <p>(3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する。</p>
---	--	---

注 見直しに係る予告(令和3年7月)イメージ案の「(同左)」は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の比較内容を示すものである。